

(第一類 第四号)

第一回國會 衆議院 司法委員會會議錄 第四十五号

昭和二十二年十月四日(土曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

理事 石川金次郎君 理事 荻木 一久君

理事 飯沼 良作君

池谷 積一君 石井 繁九君

中村 又一君 山下 春江君

吉田 安君 北浦圭太郎君

花村 四郎君 明禮輝三郎君

大島 多蔵君

出席政府委員

司法次官 佐藤 藤佐君

委員外の出席者

専門調査員 村 敦三君

本日の會議に付した事件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六號)

○松永委員長 會議を開きます。

前回一應内容につきまして修正議決をいたしました刑法の一部を改正する法律案の附則について、さらに修正を要するものと思考せられるものがありましたので、本案について本日會議を開き、御出席をお願いした次第であります。それでは再議のため刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。石川金次郎君。

○石川委員 刑法の一部を改正する法律案に對しまして修正案を提出いたします。修正案の内容を朗讀いたします。

刑法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一編第四号 司法委員會會議錄 第四十五号 昭和二十二年十月四日

附則第一項を次のように改める。

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から、これを施行する。

今讀みましたことは、その文句に修正しようとするのでありますが、修正の理由は、さきの原案によりまして、この法律施行の期日は、政令でこれを定める。」となつておりますが、政令で定めますよりも、本法において效力發生の日を定めますことが適當と存じましたので、修正案を提出いたします。

○松永委員長 ただいま附則について、各派共同提案になる追加修正案が提出せられました。本案については別に御發言もございませんので、ただちに採決いたします。ただいま提案せられました追加修正案のごとく追加修正するに賛成の諸君の起立をお願いします。

(議員起立)

○松永委員長 起立議員。よつて本案は再議の結果、提案の追加修正案のごとく追加修正に決しました。

次に山下春江君より發言の申出がありますからこれを許します。山下春江君。

○山下(春)委員 昨日榊原委員より修正案の趣旨説明中に、私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。その點を辯明させていただきます。私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

たまたまと思ひます。私は、その點を辯明させていただきます。私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

○榊原委員 昨日榊原委員より修正案の趣旨説明中に、私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

たまたまと思ひます。私は、その點を辯明させていただきます。私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

○榊原委員 昨日榊原委員より修正案の趣旨説明中に、私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

たまたまと思ひます。私は、その點を辯明させていただきます。私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

○榊原委員 昨日榊原委員より修正案の趣旨説明中に、私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

たまたまと思ひます。私は、その點を辯明させていただきます。私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

○榊原委員 昨日榊原委員より修正案の趣旨説明中に、私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

たまたまと思ひます。私は、その點を辯明させていただきます。私に關する御發言がございましたが、多少それに榊原委員の誤解と思われるような點がございましたので、その點を辯明させていただきます。

る者でありまして、その理由は今日まで妻のみが罰せられておりましたことを、修正案は男子も姦通罪を犯してはならないといふことの規定と同様の意味において兩方を削除した、そういうふうには解釋してはいるがゆゑに、刑法一部修正法律案に賛成したものであります。榊原委員の言われます通り、過般行いました民主黨の全國婦人部大會においても、この問題が取り上げられて、大會の大部分の意向は、存置兩罰論であつたのでございします。私はその旨をその大會において責任者の立場として了承いたしました。したが、しかし私はこれに反對である意思を表明いたしておきました。ただ大會の多くの空氣が、存置兩罰論であつたといふことを了承したばかりでありまして、私はこれをこの委員會に反映して、その大會の意向を貫徹するべく努力するであらうとは約束いたしませんでした。昨日榊原委員の趣旨説明の中には、そのようにお述べになりましたのであります。したが、切め申しましたように、新憲法の男女平等の規定の精神をどういふふうで解釋してあります私は、女子のみが今日まで罰せられておりましたことを、男子もそういうことを行つてはならないといふことの規定とこれを解釋いたします。ただ刑法の上でこれを廢止いたしますことは、ただそれだけの漠然とした説明では不十分でしょう。そこで私は文化國家の國民として、非常に高い倫理道德の上に、さうなことは日本人の三歳の童兒といふのも、そういうものを行つていいのだというふうな解釋をいたさない國民であらねばならないし、またそのように努力するであらうことを、私は考えられるがゆゑに、修正案に賛成し、いわゆる初めから姦通罪を廢止する考えをもつておりました。大會において私が三百人の女性に約束したことを、本委員會において意思をひろがえしたような形であることはたいへん迷惑をいたしますので、この際その點を明確にいたしたい、かように考えます。

○松永委員長 本日はこれにて散會いたします。

午前十一時三十二分散會

(參照)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨

本案は、日本國憲法の施行に伴い、その制定の趣旨に適合するよう、刑法の一部を改正する必要から提出せられたものである。

その要旨は次の通りである。

第一に、皇室に對する罪を削除したことである。その理由は、日本國憲法において、天皇は、日本國の象徵たるの特別の地位を有せられるのであるが、他面これらの地位と矛盾しない範圍において、一般國民と平等な個人としての立場をも有せられる。故にこの限りにおいて、法律上異つた取扱をすることは、日本國憲法の趣旨に合致しないとの思想に基いてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に對する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に對する名譽毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて告訴權を行うことになり、又、外國の元首、使節に對する暴行、脅迫の罪の規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するという改正が加えられてゐる。

第二に、戰爭放棄の宣言により、戰爭の發生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に關する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に關する效力と裁判權に關する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に關する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度處罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなつてゐる。

第三に、人權侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫について、その刑をそれ／＼引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改

め、以て暴力否定の精神を明らかにし、廣く國民の自由權を保障している。なお、又、個人の生命と、社會生活上の重要な權益たる名譽とを更に厚く擁護するため、重大なる過失に因る致死傷を業務上過失致死と同列に罰し、又、名譽毀損罪において、その刑を上引けている。

第四に、男女平等、夫婦同權の思想に基づき、現行姦通罪の規定を廢止し、姦通問題の解決を、家庭の道義と夫婦の愛情とに委ねている。

第五に、現行安寧秩序に關する罪は、思想戰、經濟戰の如き、思想的背景に利用され易く、しかもその規定は、概括的にして、運用により言論抑壓の具となる虞ありとの理由により、これを削除してゐる。又終戦後の社會風潮に鑑み、健全なる風俗を維持するため、公然猥褻罪及び猥褻物に關する罪について、その刑を上引けている。

第六に、名譽の保護と言論の自由とは、等しく憲法により保障せられてゐるが、兩者はしばしば衝突する場合があるため、その調和を圖つてゐる。すなわち公正なる批判の自由は、社會の進運に裨益すること多大であるから、公益性を有し、且つ事實證明のできる名譽侵害行為はこれを犯罪としない規定を設けている。同様の趣旨に基き名譽毀損については、公益性を重んずる見地から、公訴未提起の狀態についての特例を設けているが、さらに、公務員及び公選によ

る候補者については、その重要な地位と責任とに鑑み、十分なる公衆批判に堪えて當選又は任命される資格を要求している。なお、事實の摘示を伴はざる侮辱については、刑罰を以て臨むは酷ならずやとの懸念より侮辱罪を廢止してゐる。

第七、刑事政策の觀點より、刑罰の無用な弊害及び刑の不利益な効果が終生續く不合理を是正するため、執行猶豫の範圍を擴張し、又前科抹消の道を開いている。

第八に、刑事手續の觀點からの改正がある。即ち、人權の尊重と迅速な審判の要請とに基き、一罪であつた連續犯を數罪の形に戻し、又憲法第三十九條の精神に基づき、累犯加重決定を廢止してゐる。又、捜査の迅速と裁判の公正に、國民の協力を求めるため、犯人藏匿證據隠滅に親族が關與した場合にもこれを罰する建前とし、情狀により刑を免除できることとされている。

二、本案の特色

本法案の特色とする點は次の通りである。

第一に、皇室に對する罪を削除したことである。その理由は、國民は總て法の前に平等である。天皇は日本國の象徵たる特別の地位を有せられるが、又一般國民の中に生じられ、國民の中に渾然として、一體をなしておられるから、天皇は、御一身として、一般國民と同様な個人の地位をも有せられる。この限りにおいて天皇が特別に法的に異つた特別取扱を受けられ

れることは、新憲法の趣旨に合致しないといふことである。

然らば、皇室に對する罪を削除したことによつて、皇室に對する刑法上の保護規定に缺けるところがないであらうか。この點は、國民多年の傳統的な皇室尊崇心からみて重大であるから、刑法規定上慎重に考慮された。即ち、根本において、國民の傳統的皇室尊敬の念は、この規定の削除によつて、動搖するものでないとの確信があるようになつた。そこで刑法上の保護規定としては、特に内閣總理大臣の告訴を創設して、天皇及び皇族の名譽毀損を保護するやうにと圖つたのである。

この告訴は、天皇御一身の個人たる地位を含めての、天皇の日本國の象徵たる特別地位につき、名譽毀損がなされた場合に、内閣總理大臣によつて代行されるのである。

次に、外國の元首や使節に對する暴行、脅迫罪の削除は、一應は、國際間の友誼にもとり、外交上の禮讓に反するやうに思はれる。しかし外國代表者が告訴をなすことによつて、名譽毀損に對する保護もできることと認めねばならぬ。けだし國內法によつて、充分に外國元首や外交使節を保護することができたらば、外交官の不可侵權の目的は、必要にして十分ではないかと思料するからである。

なお、この國交に關する罪の削除及び改正は、皇室に對する罪の削除とその趣旨を同じくするものである。

である。

第二に、外患罪の規定を全面的に改正してゐる。近き將來において、我が國の安全は國際連合に加入して、その安全保障の中に入ると思われる。

従つて、國家として戰闘をなすことはあり得ないが、第三國間の戰爭によつて、國民個人が、その戰爭被害を受ける機會のあることは想像されるところである。

あるいは又國際警察の如きものが、我が國の防衛に任ずるやうな場合に、第三國侵害に加擔し、これに便益を供する一部の國民の存在を想像しないわけにゆかぬ。外患罪の規定はこれらの場合に、わずかにその適用を見るに過ぎないものである。

第三、公務員の職權濫用罪に對して、その刑を上上げたので、これは國家賠償法と共に、公務員が忠實に國民のため職務を履行する拍車となり、この種犯罪の激減が豫想せられる。

その他一般の暴行、脅迫罪、名譽毀損罪、重過失に因る致死傷等に對する刑の引上げは、我が國の文化國家建設の途上において暴力を否定し、あるいは又行き過ぎたる言論の自由を是正し、以て、個人の身體、名譽その他の權益を擁護せんとするものである。

第四に、姦通罪の廢止によつて、現下の經濟狀態においては、社會風俗上の惡影響が憂慮される。しかし我が國民傳統的の信念として、姦通憎惡の風習は、なお牢固たるものがあるので、ただちに姦

通の激増は、期待されたいと思われる。殊に告訴の取下げをめぐつて、裏面に展開する脅迫、恐喝などの不明朗なる空氣は拂拭されるから、姦通罪廢止論にも男女兩罰論に優るものと認められる。

第五に、名譽毀損について、事實證明の規定を設けたことは、一面に公正なる言論を尊重し、他面限度を超えたる個人の名譽の侵害を防止することの兩存を圖つたもので、これによつて、健全なる社會進展の秩序が作り出されるものと期待される。

第六に、執行猶豫の擴張によつて、短期の刑罰の弊害を挾め得るし、又前科抹消の規定の新設は、前科者に光明を與え、その更生に力ある一步を踏み出させるものといえる。

第七に、刑事手續上の改正はよく人權を尊重し、かつ公正なる審判と迅速なる捜査とに有効適切である。

三、議案の修正議決理由

刑法全般に互つての改正は、萬般の準備をなし、時期の到來を待つて、これに着手すべきは多言を要しない。

本案は、日本國憲法の要請に従い、且つ諸般の事情より、最小限度において、急速に必要な改正として立案されたもので、その内容は、概ね、適切妥當なるものと認められる。

従つて若干の規定を除いて、本委員會は原案を可と認め、わずかに三點についてそれらの理由から修正を試みた。その點は、前科

抹消に關する規定において、一律に十年以上の経過を條件とするは不適當であり、なるべく短縮が望まれるので、罰金以外については、五年の経過を以て足るとした。その二は、侮辱罪については、積極的に廢止の理由を認めないからこれを存置し、その三は、原案附則において、政令に委ねている本法施行期日は、これを本案に明記するが妥當なりと認め、本案は、別派の如く修正議決した次第である。右報告する。

昭和二十二年十月四日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

〔別紙〕 (小字及び一は修正)

刑法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章時効」を「第六章刑ノ時効及刑ノ消滅」に、「第一章皇室ニ對スル罪」を「第一章削除」に改め、「第七章ノ二安寧秩序ニ對スル罪」を削る。

第一條第一項中「帝國内」を「日本國內」に、同條第二項中「帝國外」を「日本國外」に、「帝國船舶」を「日本船舶」に改める。

第二條中「帝國外」を「日本國外」に、同條第三號中「乃至第八十九條」を、「第八十二條、第八十七條及第八十八條」に改め、同條第一號を次のように改める。

一 削除

第三條第一項中「帝國外」を「日本國外」に、「帝國臣民」を「日本國民」に改め、同條第二項を削る。

第四條中「帝國外」を「日本國外」に改める。

第一類第四号

司法委員會議錄 第四十五号 昭和二十二年十月四日

に、「帝國ノ」を「日本國ノ」に改める。

第五條中「免除スルコトヲ得」を「免除ス」に改める。

第二十條中「前條」を「第十九條」に改める。

第二十五條中「二年以下ノ懲役又ハ禁錮」を「三年以下ノ懲役又ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金」に改める。

第二十六條に次の一項を加へる。

猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金ニ處セラレタルトキハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得

「第六章時効」を「第六章刑ノ時効及刑ノ消滅」に改める。

第一編第六章中第三十四條の次に次の一條を加へる。

第三十四條ノ二、刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ處セラルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ罰金以下ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ處セラルコトナクシテ五年ヲ経過シタルトキ亦同ジ

刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ後罰金以上ノ刑ニ處セラルコトナクシテ二年ヲ経過シタルトキハ刑ノ免除ノ言渡ハ其效力ヲ失フ

第五十五條 削除

第五十八條 削除

「第一章皇室ニ對スル罪」ヲ「第一章削除」に改める。

第七十三條乃至第七十六條 削除

第八十一條 外國ニ通謀シテ日本國ニ對シ武力ヲ行使スルニ至ラシメタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 日本國ニ對シ外國ヨリ

武力ノ行使アリタルトキ之ニ與シテ其重務ニ服シ其他之ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘタル者ハ死刑又ハ無期若クハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第八十三條乃至第八十六條 削除

第八十七條中「前六條」を「第八十一條及ヒ第八十二條」に改める。

第八十八條中「乃至第八十六條」を「及ヒ第八十二條」に改める。

第八十九條 削除

第九十條及ヒ第九十一條 削除

第九十五條中「之ヲ罰セス」を「其刑ヲ免除スルコトヲ得」に改める。

「第七章ノ二安寧秩序ニ對スル罪」及び第九十五條ノ二乃至第九十五條ノ四を削る。

第三百三十一條 削除

第三百三十二條中「本章」を「第三百三十一條」に改める。

第三百七十四條中「科料」を「六月以下ノ懲役若クハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料」に改める。

第三百七十五條中「五百圓以下ノ罰金又ハ」を「二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金若クハ」に改める。

第三百八十三條 削除

第三百九十三條中「六月以下」を「二年以下」に改める。

第三百九十四條中「七年以下」を「十年以下」に改める。

第三百九十五條第一項中「三年以下」を「七年以下」に改める。

第二百八條第一項中「一年以下」を「二年以下」に、「五十圓以下」を「五百圓以下」に改め、同條第二項を削る。

第二百一十一條に後段として次のように加へる。

重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致

シタル者亦同シ

第二百二十二條第一項中「一年以上」を「二年以下」に、「百圓以下」を「五百圓以下」に改める。

第二百二十六條中「帝國外」を「日本國」に改める。

第二百三十條第一項中「一年以下」を「三年以下」に、「五百圓以下」を「千圓以下」に改める。

第二百三十條ノ二 前條第一項ノ行為公共ノ利害ニ關スル事實ニ係リ其目的專ラ公益ヲ圖ルニ出テタルモノト認ムルトキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ未タ公訴ノ提起セラレサル人ノ犯罪行為ニ關スル事實ハ之ヲ公共ノ利害ニ關スル事實ト看做ス

前條第一項ノ行為公務員又ハ公選ニ依ル公務員ノ候補者ニ關スル事實ニ係ルトキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス

第二百三十一條 削除

第二百三十二條中「本章」を「第二百三十一條」に改め、同條に次の一項を加へる。

告訴ヲ爲スコトヲ得可キ者カ天皇、皇后、皇太后又ハ皇嗣ナルトキハ内閣總理大臣、外國ノ君主又ハ大統領ナルトキハ其國ノ代表者代リテ之ヲ行フ

第二百四十四條及ビ第二百五十七條中「又ハ家族」を削る。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

公布の日

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

公布の日

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

公布の日

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

公布の日

第二十六條第二項の改正規定は、刑の執行猶豫の言渡を受けた者がこの法律施行前に更に罪を犯した場合については、これを適用しない。第三十四條ノ二改正規定は、この法律施行前に刑の言渡又は刑の免除の言渡を受けた者にもこれを適用する。

この法律施行前の行為については、刑法第五十五條、第二百八條第二項、第二百一十一條後段、第二百四十四條及ビ第二百五十七條の改正規定にかかわらずなお従前の例による。

昭和二十二年十二月二日印刷

昭和二十二年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局